

改正後 現行

別表第一（第一条の二関係）

一・二 略

三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 3 略

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

5 略

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 6 略

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

9 1 から8までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことのみらかな疾病

五 略

六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

別表第一（第一条の二関係）

一・二 略

三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 3 略

4 せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

5 略

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 6 略

7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

8 1 から7までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことのみらかな疾病

五 略

六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

255 略

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

158 略

9 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ又は肝細胞がん

10 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ、甲状腺せんがん、多発性骨髄

しゆ又は非ホジキンリンパしゆ

11・12 略

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血管症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

十 略

255 略

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

158 略

9 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ

10 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ又は甲状腺がん

11・12 略

八 略